

平成30年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第3号

平成30年9月10日(月)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	教育長	鹿野 毅 君
参事	残間 俊典 君	総務課長	浅野 辰夫 君
企画財政課長	熊谷 有司 君	まちづくり推進課長	伊藤 義継 君
税務課長	武藤 弘子 君	町民課長	遠藤 努 君
保健福祉課長	千葉 伸吾 君	農政商工課長	伊藤 長治 君
地域整備課長	三浦 光 君	会計管理者	鎌田 光一 君
学校教育課長	斎藤 雅彦 君	社会教育課長	千葉 昭 君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 上野亮太

議事日程第3号

平成30年9月10日(月曜日) 午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求

		めることについて
日程第 3	議案第 4 6 号	災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 4 7 号	地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 8 号	大郷町営住宅条例の一部改正について
日程第 6	議案第 4 9 号	黒川地域行政事務組合規約の変更について
日程第 7	議案第 5 0 号	平成 3 0 年度大郷町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 8	議案第 5 1 号	平成 3 0 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 5 2 号	平成 3 0 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 5 3 号	平成 3 0 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 5 4 号	平成 3 0 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 5 5 号	平成 3 0 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 5 6 号	平成 3 0 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4	議案第 5 7 号	平成 3 0 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 5	議案第 5 8 号	平成 3 0 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	同意第 3 号	大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 3	議案第 4 6 号	災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 4 7 号	地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 8 号	大郷町営住宅条例の一部改正について

日程第 6	議案第 49 号	黒川地域行政事務組合規約の変更について
日程第 7	議案第 50 号	平成 30 年度大郷町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 8	議案第 51 号	平成 30 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 52 号	平成 30 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 10	議案第 53 号	平成 30 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 11	議案第 54 号	平成 30 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 12	議案第 55 号	平成 30 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 13	議案第 56 号	平成 30 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 14	議案第 57 号	平成 30 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 15	議案第 58 号	平成 30 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）

午 前 10 時 00 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、1 番赤間茂幸議員及び 2 番大友三男議員を指名いたします。

日程第 2 同意第 3 号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第 2、同意第 3 号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 大郷町大松沢字荒井宅地20番地

氏 名 武藤光広

生年月日 昭和31年6月26日

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページに経歴書ございますのでごらんの上、御同意をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げて、説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準第111により、討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に11番石川秀雄議員、12番千葉勇治議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

白票の取り扱いが議会運営に関する基準118の規定により否決とみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。石川秀雄議員及び千葉勇治議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第3	議案第46号	災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第47号	地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第48号	大郷町営住宅条例の一部改正について

- 日程第 6 議案第 49 号 黒川地域行政事務組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 50 号 平成 30 年度大郷町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 51 号 平成 30 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 52 号 平成 30 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 53 号 平成 30 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 54 号 平成 30 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 55 号 平成 30 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 56 号 平成 30 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 57 号 平成 30 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 58 号 平成 30 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）

議長（石川良彦君） 次に日程第 3、議案第 46 号 災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例の一部改正について、日程第 4、議案第 47 号 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、日程第 5、議案第 48 号 大郷町営住宅条例の一部改正について、日程第 6、議案第 49 号 黒川地域行政事務組合規約の変更について、日程第 7、議案第 50 号 平成 30 年度大郷町一般会計補正予算（第 3 号）、日程第 8、議案第 51 号 平成 30 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 9、議案第 52 号 平成 30 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 10、議案第 53 号 平成 30 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 11、議案第 54 号 平成 30 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 12、議案第 55 号 平成 30 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 13、議案第 56 号 平成 30 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 14、議案第 57 号 平成 30 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 15、議

案第58号 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第46号、議案第47号について説明を求めます。税務課長。税務課長（武藤弘子君） 議案第46号及び議案第47号の提案理由を申し上げます。議案書の6ページをお開き願います。

議案第46号 災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例の一部改正について

災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例（昭和61年大郷町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の改正につきましては、農業災害補償法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例で引用しております法律名を農業災害補償法から農業保険法に改正するものでございます。

次のページ、別紙をごらん願います。

町民税の減免第2条第3項及び国民健康保険税の減免第4条第3項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改めるものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第47号の提案理由を御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

議案第47号 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年大郷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の改正につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が改正され、企業の拠点強化に関する課税の特例の適用期限が2年間延長されたことに伴うものでございます。

また、法改正に伴い条文中に引用する計画名が「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に名称変更されたことから、あわせて所用の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、次のページの別紙にありますとおり、固定資産税の不均一課税第2条の適用期限を平成30年3月31日から平成32年3月31日に延長するものでございます。

また、計画名の変更に伴い「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改めるものでございます。

以上で、議案第47号の提案理由の説明を終わります。

議案第46号及び議案第47号につきまして御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第46号、議案第47号について説明を終わります。

次に、議案第48号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） おはようございます。

10ページをお開き願います。

議案第48号の提案理由について御説明申し上げます。

議案第48号 大郷町営住宅条例の一部改正について

大郷町営住宅条例（平成9年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、公営住宅法が改正されたことに伴いまして関係条文について改正を行うものでございます。

次ページの別紙になります。

大郷町営住宅条例の一部を改正する条例

第13条入居の承継につきまして第1項中「第11条」を「第12条」と改めるものでございます。

第15条収入の申告等につきまして第2項中「第8条」を「第7条」に改めるものでございます。

第39条及び第40条家賃の特例につきまして条文中「第11条」を「第12条」に改めるものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものとしてございます。

ただいま御説明いたしました議案第48号につきまして御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第48号について説明を終わります。

次に、議案第49号について説明を求めます。学校教育課長。
学校教育課長（斎藤雅彦君） おはようございます。

それでは、議案第49号の提案理由を申し上げます。

議案第49号 黒川地域行政事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により黒川地域行政事務組合規約（平成3年宮城県（地）指令第111号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の規約の変更につきましては、富谷市、大和町、大郷町、大衡村の4市町村における小中学校の結核対策について、黒川地域行政組合教育委員会に結核対策委員会を設置し、広域的な対策がなされてきました。しかし時代の変化に伴い結核対策委員会にて協議検討を必要とする該当者が減少し平成30年2月には、組合教育委員会と組合理事会による結核対策委員会廃止に関する検討が行われ、設置当初の目的は達成されたと結論づけられたため、黒川地域行政組合小中学校結核対策委員会を廃止するものでございます。

別紙にて説明申し上げます。13ページをごらんください。

黒川地域行政事務組合規約の一部を変更する規約につきましては、第3条中第4号にある小中学校結核対策委員会の設置及び運営に関することを廃止することにより条項の繰り上げや削除が発生し、その箇所を改めるものでございます。

なお、附則といたしましてこの規約は知事の許可のあった日から施行することといたします。

以上、議案第49号について説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第49号について説明を終わります。

次に、議案第50号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） おはようございます。

それでは、議案第50号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第50号 平成30年度大郷町の一般会計補正予算（第3号）

平成30年度大郷町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,798万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,746万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、今回の補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算ですが、4月の人事異動に伴う人件費の調整、前年度の決算に伴う各種特別会計間の繰出金及び国・県に対する返還金の計上のほか、各種施設の維持補修並びに改修費用、生活環境基盤の整備等に係る所要の事業予算について計上したものであり、主なものは除融雪業務、町道の側溝整備並びに補修工事、小中学校空調設備設置工事实設計業務、認定こども園開設に伴う改修設計業務、75歳以上の世帯を対象とした新公共交通のふれあい号運行管理業務などがございます。歳入におきましては、事業に関連する国県補助等の特定財源、普通交付税の留保分及び前年度繰越金を計上したほか、公共施設整備基金と財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。

まず、歳入です。

第9款地方特例交付金第1項地方特例交付金200万4,000円の増額補正でございます。県通知によりまして増額補正するものでございます。

第10款地方交付税第1項地方交付税1,588万2,000円の増でございます。本年度の普通交付税の交付決定額は12億9,588万2,000円で、前年度比6,889万7,000円の減額となっております。

第12款分担金及び負担金第2項分担金7万円の増額補正です。鶉崎分館改修工事の分担金でございます。

第14款国庫支出金第1項国庫負担金309万2,000円の増額補正です。自

立支援給付費、障害児通所給付費負担金の増などによるものでございます。

第15款県支出金第1項県負担金154万円の増額補正です。これにつきましても自立支援給付費、障害児通所給付費負担金の増などによるものでございます。第3項委託金24万4,000円の増額補正です。オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業委託金の増によるものでございまして、これにつきましては2020年東京オリンピックを契機に、オリンピック・パラリンピック教育の推進によるスポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野をもって世界の平和に向けて貢献できる人材を育成するものとするものでございまして、大郷小学校、中学校をモデル実施校として指定をするものでございます。

第18款繰入金第1項基金繰入金1億3,136万7,000円の増額補正でございます。財源調整としまして財政調整基金等繰り入れ等によるものでございます。第2項特別会計繰入金570万5,000円の増額補正です。前年度の事業費精算による国民健康保険ほか各医療保険特別会計から繰入金の計上でございます。

第19款繰越金第1項繰越金2,780万4,000円の増額補正です。前年度決算による繰越金の計上でございます。

第20款諸収入第5項雑入27万円の増額補正です。新公共交通のふれあい号の登録料等でございます。

第21款町債第1項町債5,000円の増額補正です。臨時財政対策債の増額でございます。

歳入補正額合計1億8,798万3,000円でございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思います。歳出でございます。

第1款議会費第1項議会費56万円の減額補正でございます。人件費の調整等によるものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費5,134万9,000円の増額補正減でございます。人件費の調整、公有財産の樹木伐採業務、排水路修繕測量設計業務、法定外公共物道路舗装工事、新公共交通のふれあい号運行管理事業が主なものでございます。第2項徴税费418万9,000円の減額並びに第3項戸籍住民基本台帳費228万8,000円の減額につきましては、人件費の調整によるものでございます。

続きまして、第3款民生費第1項社会福祉費1,382万8,000円の増額補正です。人件費の調整、扶助費精算に伴う国・県への返還金、認定調査

訪問用公用車購入、利用者増によります扶助費が主なものでございます。第2項の児童福祉費695万7,000円の増額補正です。認定こども園開設に伴う改修設計業務、保育園の空調設備改修工事、利用者増による障害児通所給付費が主なものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費287万7,000円の増額補正でございます。人件費の調整、戸別合併処理浄化槽特別会計へ繰出金の調整のほか、各種検診業務の効率化等健康増進事業の充実のため、健康管理システムの導入、汚染廃棄物試験焼却関連費用が主なものでございます。第3項清掃費7万1,000円の増額補正です。不法投棄ごみ処理量の増によるものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費60万4,000円の減額補正でございます。人件費の調整、土地改良事業補助金及び農業集落排水事業特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第6款商工費第1項商工費387万7,000円の増額補正です。人件費の調整及びくろかわ創業支援事業補助金が主なものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費419万9,000円の増額補正です。人件費の調整によるものでございます。第2項の道路橋梁費9,964万6,000円の増額補正です。除融雪業務、町道補修工事ほか道路橋梁関係経費でございます。工事関係の主なものは長福寺東成田線側溝整備工事、中村長崎下線側溝整備工事、石原城内線側溝整備工事、鶴田横沢線側溝整備工事、羽生的場線段差補修工事などでございます。第4項住宅費224万9,000円の増額補正でございます。希望の丘山中団地の給湯器等の修繕料、入退去による修繕料が主なものでございます。第5項都市計364万2,000円の減額補正でございます。下水道事業並びに宅地分譲事業特別会計への繰出金の調整のほか、通学路危険ブロック塀除去事業補助金が主なものでございます。

第8款消防費第1項消防費481万8,000円の増額補正です。消火栓設置費用等でございます。

第9款教育費第1項教育総務費386万3,000円の増額補正です。スクールバスのバス停除雪業務のほか、人件費の調整によるものでございます。第2項小学校費569万6,000円の増額補正です。空調設備設置工事実施設計業務が主なものでございます。第3項中学校費894万1,000円の増額補正です。空調設備設置工事実施設計業務、長寿命化策定業務が主なものでございます。第4項幼稚園費274万7,000円の減額補正です。人件費の調整のほか、認定こども園開設に伴う改修設計業務及び施設設備改修工

事が主なものでございます。第5項社会教育費335万6,000円の増額補正です。人件費の調整、分館環境整備事業補助、フラップ大郷21のエレベーター修繕工事が主なものでございます。第6項の保健体育費1,165万8,000円の減額補正です。人件費の調整及び給食センター厨房機器賃借料、施設設備改修工事が主なものでございます。

第10款災害復旧費第1項東日本大震災災害復旧費331万5,000円でございます。これにつきましては、復興交付金の返還の部分でございます。

11款公債費、第1項公債費。137万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、公債費の今年度分の返還が確定したものによる調整でございます。

歳出補正額合計 1億8,798万3,000円。

以上、補正前の予算額48億5,948万1,000円に歳入歳出とも1億8,798万3,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ50億4,746万4,000円とするものでございます。

続きまして、7ページの第2表債務負担行為補正について、御説明いたします。今回の補正は債務負担行為の追加14件、変更2件でございます。追加事項、期間、限度額の順に御説明いたします。1 新住民情報システム保守業務、設定期間につきましては平成30年度から平成35年度までで、限度額が5,804万円でございます。システム更新時期にあたりまして5年間の保守業務を契約するため、債務負担行為を設定するものでございます。2 新住民情報システム賃貸借、設定期間は平成30年度から平成35年度までで、限度額を1億2,105万円とするものです。システム更新時期にあたり5年間の賃貸借契約とするため債務負担行為を設定するものでございます。3 新住民情報システムソフトウェア使用料、設定期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額を2,662万7,000円です。システム更新時期にあたり5年間の契約とするため債務負担行為を設定するものです。4 新住民情報システム回線使用料、設定期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額1,828万2,000円です。システム更新時期にあたり5年間の契約とするため債務負担行為を設定するものです。5 新人事給与・財務会計システム保守業務、設定期間は平成30年度から平成35年度までで、限度額866万9,000円です。システム更新時期にあたり5年間の保守業務契約とするため債務負担行為を設定するものでございます。6 新人事給与・財務会計システム賃貸借、設定期間は平成30年度から平成35年度までで、限度額1,830万5,000円でございます。システム更新時期にあたり5年間の賃貸借契約とするため債務負担行為を設定す

るものでございます。7 新人事給与・財務会計システムソフトウェア使用料、設定期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額2,777万4,000円でございます。システム更新にあたり5年間の契約とするため債務負担行為を設定するものです。8 新人事給与・財務会計システム専用回線ネットワーク使用料、設定期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額は882万9,000円です。システム更新時期にあたり5年間の契約とするため債務負担行為を設定するものです。9 L G W A Nサーバー保守業務、設定期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額550万9,000円です。システム更新時期にあたり5年間の保守業務契約とするため債務負担行為を設定するものです。10 住民バス車両購入、設定期間は平成30年度から平成31年度まで、限度額2,664万3,000円でございます。受注生産のため完成納車まで期間を要するため債務負担行為を設定するものです。これにつきましては、現在住民バス5台で運行していきまして、それで予備車がございます。1台リースしている部分がございます、それが平成20年から借り受けしているもの、あともう一台ローザがございます、平成9年に登録した車がございまして、いずれにしましても経年劣化で古くなっていきまして、さびまたは故障等が頻繁に起きるということで、今回2台を更新し新たに1台を購入するものでございます。今回の車両につきましては座席が28人、立席が29人、運転席1席、合わせて58人乗りのバスとするものでございます。次、11 ふれあい号運行管理業務です。設定期間は平成30年度から平成31年度まで、限度額を583万2,000円です。高齢者の足の確保のためふれあい号の試験運行を来年9月まで実施するに当たり、運行管理業務を来年9月まで契約するため、債務負担行為をするものでございます。車両につきましては町の所有のワゴン車2台を想定するものでございます。次、12 障害福祉サービスシステム賃貸借です。設定期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額494万1,000円です。障害福祉給付費の適正管理、審査体制の強化等業務を効率的に実施するため、5年間の賃貸借契約とするため債務負担行為を設定するものです。13 健康管理システム賃貸借、設定期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額1,402万3,000円です。各種検診業務の効率化、検診結果等を分析し、重症化予防対策、健康増進事業の充実を図るため、5年間の賃貸借契約とするため債務負担行為を設定するものです。14 大郷町一般廃棄物収集運搬業務、設定期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額を2億647万円。現契約の更新時期に当たり、5年間の収集運搬業務とするため債務負担行為を設定するものでございます。

2、変更です。1 社会体育施設施設券売機賃貸借、契約締結したことによりまして限度額を132万9,000円から122万9,000円に変更するものです。期間は補正前と同じでございます。2 大郷町学校給食センター厨房機器等賃貸借です。こちらも契約締結したことによりまして限度額を8,569万6,000円から8,049万9,000円に変更するものでございます。期間は補正前と同じでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

第3表地方債補正について御説明いたします。

変更1件です。臨時財政対策債について発行可能額の確定によりまして限度額を1億4,200万円から1億4,200万5,000円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。

議案第50号の提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第50号について説明を終わります。

次に、議案第51号及び議案第53号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） それでは、議案第51号について提案理由の御説明を申し上げます。補正予算書の36ページをごらんいただきたいと思います。

議案第51号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,507万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,791万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

37ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入では前年度精算に伴う前年度繰越金、歳出では療養給付費国庫負担金等の返還金によるものが主な内容で、財源を基金繰入金で調整したものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

5款繰入金2項基金繰入金の補正額は1,816万4,000円の減額で、財源調整のための財政調整基金の繰入金でございます。

6款1項繰越金の補正額は3,323万5,000円の増額で、退職者医療交付金の精算交付と前年度繰越金でございます。

以上、歳入合計1,507万1,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金の補正額は1,479万2,000円の増額で、前年度精算に伴う国・県支払基金への償還金でございます。同じく2項繰出金の補正額は27万9,000円の増額で、前年度精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計1,507万1,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額7億8,284万7,000円に歳入歳出それぞれ1,507万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,791万8,000円とするものでございます。

次ページ以降の事項別明細をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第53号について提案理由の御説明を申し上げます。補正予算書の47ページをごらんいただきたいと思います。

議案第53号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成30年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,651万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

48ページをお開き願います。

今回の補正は、システム改修業務と前年度繰越金の精算によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金1,000円の増額は計数調整によるものでございます。

第4款繰越金第1項繰越金の補正額は122万8,000円の増額でございます。前年度繰越金でございます。

第6款国庫支出金第1項国庫補助金92万3,000円は、システム改修に伴う補助金でございます。

以上、歳入合計215万2,000円の補正額でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費92万4,000円はシステム改修業務委託料でございます。保険料軽減特例の見直しに伴う改修でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は108万7,000円の増額でございます。前年度分の未送金保険料でございます。

第3款諸支出金第2項繰出金の補正額は14万1,000円でございます。前年度精算によります事務費の一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計215万2,000円の補正額でございます。

補正前の予算額8,435万8,000円に歳入歳出それぞれ215万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,651万円とするものでございます。

国民健康保険特別会計につきましては38ページから39ページまで、後期高齢者医療特別会計につきましては49ページから51ページまでの補正予算事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第51号及び議案第53号について説明を終わります。

次に、議案第52号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、補正予算書は40ページをお開きいただきたいと思っております。介護保険特別会計の1号補正につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第52号 平30年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,558万

2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,640万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、平成29年度の決算に伴う給付費負担金の返還金並びに一般会計繰出金等について計上したものでございまして、歳入については支払基金交付金ほかの特定財源と前年度の繰越金等のより財源調整を図ったものとなっております。

なお、7月末現在の第1号被保険者数2,862人となっております。3月末と比較して24人の増加、同じく第1号被保険者に係る要介護等の認定者数でございます。566人、同様に14人の増となっております。

それからサービス給付費、支出の部分でございますけれどもこちらは現在のところほぼ当初予算の見込みどおり執行されている状況でございます。

それでは41ページの第1表歳入歳出予算補正によりまして、款項ごとに内容を御説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金14万4,000円の増は、前年度の給付費実績確定に伴う調整でございます。

第4款国庫支出金第2項国庫補助金83万円の増につきましては、システム改修に係る補助金としての事務費交付金の計上でございます。補助率は2分の1となっております。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金79万6,000円の減につきましては、前年度の決算による調整の計上でございます。

第8款繰越金第1項繰越金1,540万4,000円の増は、前年度決算に伴う繰越金を計上したものでございます。

以上歳入補正額の合計が1,558万2,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第4項運営協議会費2万5,000円の増につきましては、介護保険運営委員会の開催回数に伴う補正でございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金1,027万円の増につきましては、平成29年度の決算に係る給付費の精算による国・県への返還金の計上でございます。

第7款繰出金第1項繰出金528万7,000円の増につきましては、平成29年度決算による一般会計の繰出金の調整額を計上したものでございます。

歳出補正額合計1,558万2,000円、以上補正前の予算額10億5,081万9,000円に歳入歳出それぞれ1,558万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億6,640万1,000円とするものでございます。

介護保険特別会計の補正予算につきましては、以上の内容でございます。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第52号について説明を終わります。

次に、議案第54号、議案第55号、議案第56号及び議案第58号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 議案第54号につきまして提案理由を御説明申し上げます。52ページをお開き願います。

議案第54号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
平成30年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,115万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、繰越金の補正、歳出は職員の人件費の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金352万2,000円の減額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金357万1,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定によるものです。

歳入合計で補正額4万9,000円を増額し、2億4,115万円とするものです。

次に、歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費4万9,000円の増額につきましては、職員の人件費の調整によるものです。

歳出合計で4万9,000円を増額し、2億4,115万円とするものです。

以上で下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、57ページをお開き願います。

議案第55号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第55号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,283万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、繰越金の補正、歳出は職員の人件費の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金283万4,000円の減額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金73万8,000円の増額につきましては、前年度の繰越額の確定によるものです。

歳入合計で補正額209万6,000円を減額し、5,283万8,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費209万6,000円の減額につきましては、職員の人件費による人件費の調整によるものです。

歳出合計で補正額209万6,000円を減額し、5,283万8,000円とするもの

です。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります

続きまして、63ページをお開き願います。

議案第56号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第56号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）

平成30年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ172万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,233万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、繰越金の補正、歳出は職員の人件費の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の補正の御説明をいたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金340万3,000円の減額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金168万3,000円の増額につきましては、前年度の繰越額の確定によるものです。

歳入合計で補正額172万円を減額し6,233万9,000円とするものです。

次に歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費172万円の減額につきましては、職員の人件費の調整によるものです。

歳出合計で補正額172万円を減額し6,233万9,000円とするものです。

以上で合併浄化槽特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、73ページをお開き願います。

議案第58号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第58号 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成30年度大郷町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次

に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度大郷町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額7,838万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金7,299万9,000円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額538万3,000円で補填するものとする。

収入でございます。

第1款資本的収入を441万9,000円増額し9,385万円とするものです。第2項他会計負担金同額につきましては、川内地区の消火栓設置2カ所並びに土手崎地区の消火栓撤去1カ所に係る負担金の計上によるものです。続きまして、支出です。

第1款資本的支出を1,914万円増額し1億7,223万2,000円とするものです。第2項建設費同額につきましては、川内地区2カ所の消火栓設置工事、土手崎地区1カ所の消火栓撤去工事、川内地区の配水管布設工事並びに長崎地区の配水管布設工事によるものです。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で水道事業会計の補正予算(第1号)の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第54号から56号につきましてはそれぞれの事項別明細書を、議案第58号につきましては補正予算書をごらんいただきまして、御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で議案第54号、議案第55号、議案第56号及び議案第58号について説明を終わります。

次に、議案第57号について説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(伊藤義継君) それでは、議案第57号について提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算説明書の69ページをごらん願います。

議案第57号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,561万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては歳入におきましては前年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰入金により財源調整を図ったものとなります。

歳出におきましては恵の丘分譲に係る消耗品広告費を計上したものとなります。

なお、恵の丘につきましては現在20区画11区画の申し込みをいただき、契約手続を進めているところでございます。

それでは70ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、第1款繰入金第1項他会計繰入金の補正金額は66万9,000円の減額で、繰越金額の確定及び歳出予算計上に伴い、減額して調整したものでございます。

続いて第2款繰越金第1項繰越金の補正金額は92万9,000円の増額で、前年度繰越金額の確定によるものです。

歳入補正額の合計は26万円の増額です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地造成事業費の補正金額は26万円の増額で、恵の丘分譲に係るコピー代などの消耗品費及び新聞折り込みなどの広告費の計上によるものです。

歳出補正額の合計は26万円の増額となります。

以上、補正額の予算額6,535万8,000円から歳入歳出とも26万円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ6,561万8,000円とするものです。

議案第57号宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）についての説明は以上となります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第57号について説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上にて本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。お疲れさまでした。

午 前 11時14分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員